

# 労働総研 ニュース

No.331

2017年10月号

発行 労働運動総合研究所(略称:労働総研) <http://www.yuiuidori.net/soken/>  
 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501  
 ☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール [rodo-soken@nifty.com](mailto:rodo-soken@nifty.com)

## 『地域力をつける労働運動』を訳し終えて ——草の根から統治を変える実践の道筋

仲野 組子

この本は労働運動の再生の方針書であるが、同時に草の根からJustice(公正・正義)を貫いて統治(政治)を変える展望を実践的に明らかにしたものである。ではその実践の流れを見てみよう。その成功のためには越えねばならないハードルが数多くある。まず、地方労働評議会自身が改革されねばならない。サウスベイ労働評議会と言えば、最初組合員は、社会的問題は動かすことのできない「自然の力」とみなすか労働組合の外にある問題とみなしていた。しかし調査によって組合員も住民も同じ社会的要求をもっていることを明らかにして、評議会は地域社会に信頼できる闘士であると思われたいと願った(p.63)。つまり地域の問題に開かれた信頼された労働組合でなければならない。だがそのためには、調査や政策づくりの「シンク・アンド・アクト・タンク」が必要となる。アクトとは本業の調査や政策づくりのほかに、コアリッション(団体や個人の連携組織)や市民リーダー研修所や必要な派生的な組織などを作ることである。このような「シンク・アンド・アクト・タンク」によって戦略の3つの足(調査政策・コアリッション・政治行動)の統合が可能となる。

実践にとって必要なのはコアリッションだが、これはミルウォーキー地域が「地域で力を築く戦略」をとりながら持続不可能となった原因の一つをコアリッションの在り方で語っているように(p.249)、コアリッションにはコア部分が必要である。コア部分は、常に長期的展望を共有し、次々と発展的に闘いを持続できる意識的部分であり、ここが基盤となって政治闘争や選挙の取り組みへ移行できるのだという。そして生活や地域の問題を実際に統治に決定づけるのが政治行動だが、これには労働組合独自の、地域で統一した行動や選挙闘争があたる。選挙は政党だけが行うものではなく、組合員を含む住民が今まで重視して問題にしてきたものを取り上げ統治に反映させる運動としてとらえている。だからこそ企業寄りの民主党を変えることができるのだ。

ごく短く言えばこのような道筋だが、アメリカの20年前の出発点は日本とそんなにかわらないようだ。この本が、日本の労働組合をはじめ地域市民組織や研究者たちが、今あるいくつかの運動の萌芽

をどう評価し、育て、つなげていけばいいのかを考えるきっかけとなってくればと願っている。

(『地域力をつける労働運動—アメリカでの再興戦略』エイミー・ディーン・デイビット・レイノルズ著・アメリカの労働運動を原書で読む会:訳・かもがわ出版 2017年8月刊)

(なかのくみこ・元同志社大学非常勤講師)

目次	次
『地域力をつける労働運動』を訳し終えて	
.....仲野 組子	1
下請二法の運用基準改正を力に中小企業支援強化を	
.....佐田 珠実	2
独禁法・下請二法を活用した運動について	
.....中島 康浩	6
研究部会報告ほか	8

## 下請二法の運用基準改正を力に中小企業支援強化を

佐田 珠実

9月1日、政府は野上内閣官房副長官を議長とする「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」を開催し、①下請等中小企業の取引条件改善、②中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げ力、③中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保の3つのワーキンググループ(WG)の設置と対応策のとりまとめを決定しました\*1。

第2次安倍政権発足からまもなく3年。アベノミクスが「全国津々浦々で確実に経済の好循環を生み出している」と成果を繰り返しているが、中小企業・小規模事業者へのこのころ入れが必要なのではないでしょうか。それは、「好循環」が一握りの大企業や富裕層にしか届かず、現実には、全国津々浦々の中小企業・労働者・国民には、「アベノミクス不況」とも呼ばれる深刻な事態が持たされているからではないでしょうか。

### ○中小企業は日本経済の“主役”

2010年6月に閣議決定された「中小企業憲章」は「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」と、中小企業が日本経済の“主役”だと高らかに宣言しています。全企業の99.7%を占め、雇用の7割を支えているのが中小企業です。大企業は2009年～14年の5年間で従業員を56万3千人余減らしましたが、同じ期間に中小企業の従業員数は46万5千人増加。「雇用の担い手」であり、大企業が減らした雇用の受け皿にもなっています\*2。

働く人の3人に2人の雇用である中小企業で、働き方改革や賃金アップを実現するには何が必要か。今年1月、日本共産党国会議員団経済産業部会で中小企業家同友会全国協議会と全国商工団体連合会を訪問・懇談しました。「従業員に多くの賃金を支払いたいし、長時間労働はさせたくない」、「取引の末端に行く

ほど“価格決定権”がなく、厳しい納期や単価でしか受注できない」との声を伺いました。多くの賃金を払いたくても払えない。長時間労働をさせたくないけれどもお願いせざるを得ない。この苦しい状況をもたらしている最大の原因が、大企業と中小企業の「格差」です。

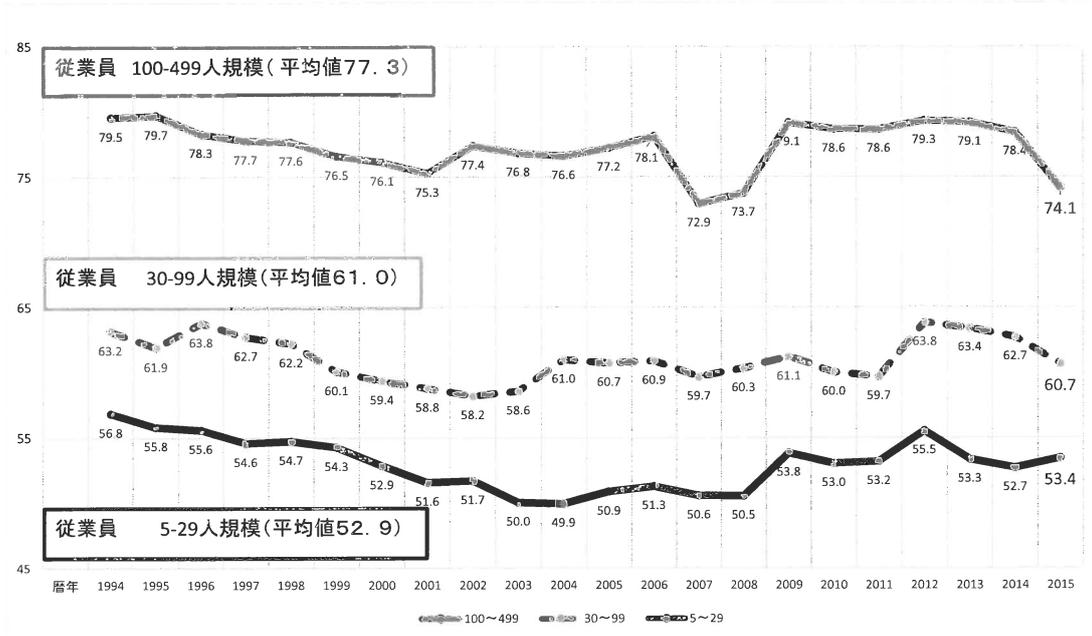
### ○大企業と中小企業の「格差」

図1は厚生労働省の毎月勤労統計調査年報に基づく、大企業と中小企業の賃金格差の推移です。従業員500人以上を100とし、企業規模別にその差を指数化しました。企業規模が小さくなるほど大企業との格差が拡大し、従業員5～29人では大企業の半分しかありません。これほどの格差が生じている要因について安倍総理は「中小企業の労働生産性が大企業に比べて低い」(2017年1月24日、衆議院本会議)からだと言っていますが、とんでもない認識です。

2015年版労働経済白書の「賃金と生産性の国際比較」によれば、アメリカ、ユーロ圏、日本のそれぞれで、1995年を100とした時の一人当たりの実質労働生産性と実質雇用者報酬の推移を見ると、アメリカとユーロ圏では、労働生産性の向上に沿うように賃金も上昇しています。ところが日本では、労働生産性は上昇しているにもかかわらず、賃金は減少し、両者のかい離が広がっていることは明白です。(図2)

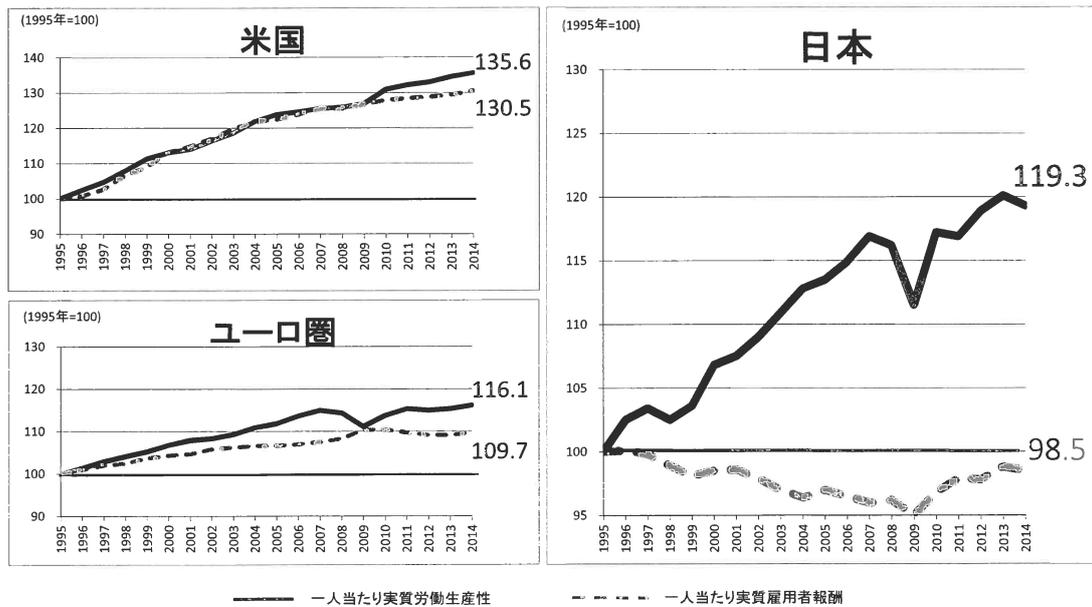
同白書では、なぜ日本では労働生産性の伸びが賃金に反映しないのかについても分析しています。大企業で労働分配率が低下し、内部留保や配当金に向ける割合が高まったこと、低賃金の非正規労働者の増加などが要因ではないかとした上で、消費を喚起するために企業収益が賃金に分配されることが重要だと結論づけています。

図1 大企業と中小企業の賃金格差



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」をもとに作成。  
 ※製造業の現金給与総額について、従業員500人以上(=大企業)を100とし、事業所規模別にその差を指数化したもの。

図2 労働生産性と賃金上昇割合の推移



出典：厚生労働省「労働経済の分析 2015年版」をもとに作成  
 ※「ユーロ圏」の国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国

大企業と中小企業の賃金格差は、中小企業の経営者の経営力が低いわけでも、そこで働く労働者が怠慢なわけでもありません。取引上の力関係の強いものが、がんばった下請事業者・取引先の努力や利益を吸い上げてしまう、つまり、重層的構造の下で優越的地位の濫用や下請けいじめによって、立場の弱い側に不公正な取引が押し付けられている、ここに大きな原因があるのです。

#### ○トヨタ自動車の事例

重層の下請構造の代表格が自動車産業です。トップメーカーであるトヨタ自動車の単価の決め方を、ある下請事業者さんからうかがいました。春と秋の年2回の原価改定交渉では、トヨタ自動車から見ると4次下請けにあたるこの縫製工場にも親事業者がやって来て、ミシンで縫った長さをストップウォッチで計測していきます。何分で何センチ縫えるかで単価が一方的に決められ、当初一枚430円だった単価が、120円にまで下げられたそうです。

下請事業者が自らの作業工程を工夫する、技術を向上させる、能率を上げるなどにより生み出した価値や利益は下請事業者のものであります。しかし、頑張ればがんばるほど、単価が削られ、ピラミッドの頂点にいるトヨタ自動車に吸い上げられる。こうしてトヨタ自動車が増やした原価改善額は2000年以降の14年間で3兆900億円に達しています\*3。

#### ○下請二法と執行体制

親事業者と下請事業者の取引の公正と下請事業者の保護、下請事業者の振興を目的として、下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)と下請中小企業振興法(下請振興法)が制定されています。“下請二法”に基づき不公正な取引や下請けいじめをただすための専門官として、公正取引委員会(公取委)に下請取引検査官(2016年度の専任人員103名)、中小企業庁(中企庁)に下請代金検査官(同57名)が配置され、主に書面調査を中心として法執行しています。

下請振興法第三条に基づく「下請振興基準」では、

単価は「合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする」と定めていますが、実際は先ほどのトヨタの下請事業者のような、合理的な算定方式に基づかず、協議の余地もないような例が横行しています。しかし、下請事業者側から異議の申し立てや告発を行うことは大変困難です。

2015年3月2日、衆議院予算委員会で真島省三議員は、円安による原材料の高騰や電気代の値上げ後も単価が据え置かれている下請事業者の実態を告発。コスト増時の単価の据え置きは「買ったとき」に当たると指摘しました。さらに、経済産業省や公取委に対し、ヒアリングによる実態把握と厳正な法執行を求めました。

同年12月、政府は大企業1.5万社・中小企業1万社の書面調査と、下請事業者への個別ヒアリングを行うと発表しました\*4。中企庁の職員等によって行われたヒアリングには、①合理的な説明のない原価低減要請、②人件費・労務費、電気料金、原材料価格などの高騰分を転嫁できない、③補給品、サービスパーツの単価を量産品、量産時と同じ価格で製作させる、④型の保管や廃棄に関し、委託事業者が費用を負担しない、⑤円高時にそれを理由にコスト削減を要求された等の声が寄せられています\*5。

#### ○下請二法の運用改善・拡充

2016年12月、下請二法の運用が改善・拡充されました。下請事業者やそこで働く人の粘り強い運動と国会の論戦、ヒアリングに寄せられた切実な声が政府を動かして実現した成果です。

下請代金法の運用基準で大きく変わったのは、違反行為の例示数です。これまでの66事例から141事例に増えました。「買ったとき」の事例では、原油や原材料価格の高騰、電気代などエネルギーコストが上昇しても単価を据え置くことが違反行為に当たると明記されました。社会保険料の雇用主負担分の増加や、下請事業所で賃上げに取り組む等による「労務費」のコスト増

分を単価に反映させることも求めています。

この他にも、「減額」事例としてコンビニエンスストアが自社系列店舗での値引きセールを理由に代金を差し引く、「不当な経済上の利益提供要請」事例として、生産が終了した金型や木型を下請事業者に保管・メンテナンスさせる、貨物運送委託事業者に関係ない貨物の積み下ろし作業をさせる等、違反行為が具体的に例示されました\*6。

合わせて下請振興法の振興基準も改正されました。大幅に加筆された前文では、下請中小企業の経営基盤の強化に親事業者の役割が重要だと指摘。その上で、親事業者に対し、下請事業者の有する技術力・サービス力が自らの力に直結するものだとすることを評価し、共存共栄の信頼関係を築くように求めています。前述した「対価の決定方法」についても、今回「原価低減活動」による一方的なコスト削減は望ましくないことが明記されました\*7。

これらの運用改善・拡充により、どういった行為が下請二法違反となるのかわかりやすくなりました。この内容を学び、実際の取引において違反行為がないかチェックし、あれば是正させる等の取り組みが重要となります。

#### ○安倍政権の本気度と今後の課題

下請二法の運用基準改定を安倍総理は成果として宣伝しています。総理自身が国会で何度も、下請代金の

支払いについての通達を「50年ぶり」に、下請振興法の運用基準を「13年ぶり」に抜本改正したとの答弁を繰り返しました。また、世耕経産大臣は昨年9月に発表した「未来志向型の取引慣行に向けて」を「省内では“世耕プラン”と呼ばれている」とアピールしています。

執行体制と予算は強化・拡充されているのでしょうか。今年度、公取委では専任の下請検査官が3名増員されましたが、中企庁では逆に2名減らされています。消費税転嫁対策調査専門職員(409名)の一部を下請Gメン(80名)に任命して体制を強化しているように見せていますが、下請Gメンは非常勤で立入検査権はありません。予算面も、2017年度中小企業対策費は1810億円。一般歳出比0.31%と5年連続で過去最低を更新しています。そのうち取引対策費は13.9億円にすぎず、来年度概算要求でも同額水準にとどまるなど、不十分な中身です。

今後、冒頭紹介した連絡会議での議論がスタートします。「稼ぐ力」のある一握りへの支援ではなく、下請いじめを生んでいる重層的な下請構造に切り込み、民主的な取引構造に変えるたかひを強めるとともに、中小企業の営業・暮らしや、そこで働く人の雇用と権利を守る実効性ある対策の実現に向け、全力を尽くす決意です。

(さだ たまみ・日本共産党国会議員団事務局)

#### 【参考資料】

- \* 1 中小企業庁「『第1回中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議』を開催しました」2017/9/1  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2017/170901katyryoku.htm>
- \* 2 中小企業白書2017年版
- \* 3 衆議院予算委員会会議録2015/3/2
- \* 4 首相官邸「第1回下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」2015/12/21  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/torihiki\\_kaizen/dail/gijisidai.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/torihiki_kaizen/dail/gijisidai.html)
- \* 5 中小企業庁「下請等中小企業の取引条件の改善に向けた調査結果をとりまとめました」2016/3/31  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2016/160331Shitaukechousa.htm>
- \* 6 公正取引委員会「『下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準』の改正について」2016/12/14  
[http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214\\_1.html](http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214_1.html)
- \* 7 中小企業庁「下請等中小企業の取引条件改善のため、振興基準の改正、通達の見直しを行いました」2016/12/14  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2016/161214Shitauke.htm>

## 独禁法・下請二法を活用した運動について

中島 康浩

### はじめに—下請二法活用の意義

公正取引委員会と中小企業庁は2016年12月に下請二法の運用基準の改正を公表した。主な改正点は、下請代金法では、自動車産業などに蔓延している「合理性のない定期的な原価低減要請による買ったとき」などを違反行為事例に追加したこと。また、下請振興法では、振興基準の「対価の決定方法」のなかに、「最低賃金の引上げなどを加味して決定する」ことが明記されたことである。詳しくは前記・佐田氏の論稿及び公取委・中企庁のHP参照。

下請二法は、元々守られない「ザル法」と言われてきた。しかしながら、下請代金法は2003年の改正で、違反した親事業者は社名を公表され、マスコミや世間から「ブラック」なイメージで見られるようになるなど、一定の抑止効果をもつようになった。一方の下請振興法の「振興基準」は、下請取引の規範を示したもので、違反しても罰則はなく、抜け道もあって、相変わらず守られていない。

ザル法の目を塞ぎルール化するのは、改正点をアピールする運動である。人手不足と最賃引上げによる労務費の高騰は避けられない。不公正な下請取引は労働組合（上部団体など）が申告・告発することができるなど、独禁法・下請二法の活用は、たたかう労働組合の課題である。全労連・春闘共闘の取りくみを振り返り、到達点を紹介したい。

### 1) 日産村山工場閉鎖反対闘争のなかで (1999-2000年)

1999年10月、カルロス・ゴーンCEOの「日産リバイバルプラン」によって、村山工場の閉鎖が発表された。JMIUの組合員もリストラされることになり、下請企

業は半減、購買価格は平均20%も切り下げられることになった。JMIUと全労連、三多摩労連などが「日産リストラ対策現地闘争本部」をつくり、国民的な反対闘争を展開した。

たたかひの最中、独禁法や下請二法が活用できないものかという課題も含め、現地闘争本部として関東通産局に要請、懇談した際に、労働組合（上部団体など）も下請二法の当事者になれることが判明した。この直後、下請の砂原塗装に30%もの単価引き下げが一方的に通告され、労働者には大幅な賃下げが提案された。労働者たちはJMIUに加盟して反対闘争に立ち上がり、経済産業省交渉に臨んだ。のらりくらの当局に対して、JMIU本部は「不当な買ったときであり下請代金法違反として告発します」と宣言。交渉後に経産省記者クラブで発表した。その翌日、日産本社に電話指導があり、単価の引き下げは撤回され、賃下げも回避された。

### 2) 2003年の下請二法改正と活用の取りくみ

① 規制緩和とリストラの嵐のなかで、2003年5月に下請二法が抜本的に改正された。それまで製造業対象の法律が、情報成果物と役務労働の業種をも適用対象とすることになった。全労連・春闘共闘の多くの民間単産の職場が、下請け（大手は元受け）として影響を受けることになった。放送関連（民放労連）、映画演劇（映演労連）、出版・印刷・デザイン（出版労連、全印総連）、ソフトウェア開発（JMIU）や、運送業（建交労）、大型店、卸・小売り・販売（生協労連、全農協労連、全労連全国一般）、清掃・ビルメン、警備（建交労、全労連全国一般）などである。

この改正は、「中小企業の経営環境の改善」を掲げる

全労連や主要単産にとって、労働条件の改善につながる大きなチャンスであった。全労連はまず、事前のパブリックコメントの募集にあたり、積極的な賛意を表す意見書を公正取引委員会に提出した。後日、同委員会の事務総局より連絡があり、「積極賛成の典型例」として公取委のHPに掲載したいとの申し入れがあり、全文掲載を快諾した。

並行して、中小企業庁の意見募集にも対応した。具体的意見は審議会で取り上げられ、振興基準の「対価の決定方法」のなかに、「取引対価は…下請中小業者の適正な利益を含み、労働条件の改善が可能となるよう」とあるところに、「労働時間短縮等労働条件の改善…」の7文字を挿入する意見が採用された。厚生労働大臣が残業規制（月45時間など）の大臣告示を発表したのもこの当時である。

② 法改正を前に、適用対象となる各単産が緊急の下請取引実態調査を行った。トラック運輸、民間放送、映画演劇、印刷・出版、一般中小などの違反件数や深刻な事例が多数寄せられ、資料集にまとめられた。これをもとに、全労連として初の公正取引委員会との懇談を開催、「貴重な資料」と評価され、予定時間を超えて意見交換した。

法改正後には、労働組合として「改正下請二法学習会」を開催した。主催は全労連・国民春闘共闘で、講師は公正取引委員会、中小企業庁の担当官が引き受けてくれた。このため、会場はトラック健保会館に変更され、トラック運輸や印刷出版の経営者を含む60名が参加した。こうした学習会は、個人加盟の出版ネッツ、地域共同体の不況打開大田実行委員会などでも取りくまれた。

③ つぎは、この改正内容を広く関係労使に知らせる活動である。全労連・春闘共闘では「改正下請二法周知ビラ」（A3判）を準備し、監修を公正取引委員会にお願いした。当初5万枚を作成して関係単産と47都道府県の地方労連に配布したが、建交労や愛労連などから万単位の注文があり、3万5000枚を追加した。春

闘期、これを持参しての訪問・懇談は地元中小企業の経営者たちに喜ばれ、以後毎年春の中小企業訪問活動になり、「地域活性化大運動」へとつながっていった。

こうした運動も反映して、公取委は2005年の法改正で、「物流における運賃買いたたき」と「大規模小売店の納入業者への不当な返品・値引き等」を独占禁止法の特種指定として取り締まりを強化した。

### 3) 原油・原材料の高騰を価格転嫁させる運動

2006年～07年にかけて原油・原材料が急騰した。製造業や運輸業など全労連傘下の職場でも「価格転嫁ができない」ことから、赤字決算や賃上げ拒否などが続出して中小経営と労働者の暮らしを直撃するという事態になった。

全労連は関係単産と協力して「原油・原材料価格高騰に関する実態調査」（価格調査と不公正取引、低賃金調べ）を行い、業者団体の全商連とともに、金融庁、中小企業庁、公正取引委員会に対して事態の收拾と制度の改善を迫った。

この結果、公取委は「原油・原材料高騰による価格転嫁を認めないのは『買いたたき』に該当する」との見解を示し、関係業者団体へ「原油・原材料の価格上昇に伴う下請け業者への配慮について」（2007年8月）の通達を発して、下請代金法のパンフやテキストを改定して違反業者への指導・監督を強化した。国土交通省は「燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（2008年3月）を発して、トラック運送の親事業者・業界を指導した。

### 4) 運用基準改正点の活用のために

#### ① 違反事例の点検・調査

今回、下請代金法運用基準の改正では、違反行為事例が現行66事例から141に増やされた。とくに、今回は自動車業界や大型店、貨物運輸、建設業、アニメ産業などをターゲットにしており、業種別ガイドラインの改定、自主行動計画の策定、下請Gメンの訪問調査などが実施される。関係単産・地方としても独自の点検・

調査活動が期待される。

## ② 関係業界団体等との懇談

直接的な違反行為のあるなしに関わらず、この間の「経営実態調査」や「地域活性化大運動」、「自治体キャラバン」などで訪問した職場をはじめ、関係業界団体、中小企業団体、各自治体などと下請二法の改正問題について懇談することが大切である。

## ③ 最賃闘争と結合した宣伝活動

中賃目安（3%＝25円）を受けて、10月には各地方の最賃額が改定実施される。各地方組織においては、新しい最賃額をひろく伝える宣伝のなかで、低い金額の不当性や全国一律最賃制の必要性などとともに、下請取引の運用基準が改正されたことや、「対価の決定方

法」に最賃上げが盛り込まれたことなどを紹介していくことである。

## ④ 全労連・関係単産の取りくみ

全労連と関係単産においては、加盟組合向けに機関紙やチラシで下請二法運用基準の改正問題について概要を知らせることである。必要ならば、産別組織として実態調査などに取りくみ、違反実態の改善のために、全労連と共同して公取委や中小企業庁に要請することなどを検討したい。また、政府に対しては、アベノミクスの公約である「下請企業の賃上げが可能となるよう」な施策＝「直接支援」をどのように具体化するのか、予算を含めた支援策を強く求めることである。

(なかじま やすひろ・労働総研理事)

## 研究部会報告

### ・女性労働研究部会（8月24日）

「雇用関係によらない働き方の実態と課題」について岩崎明日香さんが報告した。「雇用関係によらない働き方」の急増の背景にはクラウドソーシング事業者の増加と仲介機能的業務の拡大、雇用労働者の劣悪な働き方がある。「自由な働き方」といわれる一方で、仕事や収入の不安定さ、労賃の切り下げ、青天井の労働時間、トラブル解決の困難など、問題が山積している実態とこうした働き方に対する政府・財界等のうごきについて論議した。労働法から排除された働き方の問題点と対策を引き続き検討する。

### ・労働時間健康問題研究部会（9月8日）

「労働総研研究体制の在り方について」（検討案）に基づいて、部会としての具体化について論議。「働き方改革実行計画」にたいする重要な課題の提起が各方面から提出され、論点は明らかになった。今後、労働安全の立場からももっと重大な研究体制が求められている。全労連評議員会の方針が、安倍「働き方改革」とたたかう方向を明らかにしていることをふまえ、研究活動を進めていく。

## 9月の研究活動

- 9月2日 社会保障研究部会・労働組合研究部会
- 8日 労働時間健康問題研究部会
- 20日 中小企業問題研究部会(公開)
- 28日 女性労働研究部会
- 29日 賃金最賃問題研究部会

## 9月の事務局日誌

- 9月2日 建交労大会へメッセージ
- 7日 全法務大会へメッセージ
- 10日 国交労組大会へメッセージ
- 14日 生協労連・全労働大会へメッセージ
- 15日 労働法制中央連絡会事務局団体会議
- 16日 福祉保育労・埼労連大会・電機懇総会へメッセージ
- 17日 電機・情報ユニオン大会であいさつ
- 18日 労働総研クォーター編集委員会
- 22日 労働法制中央連絡会総会であいさつ  
全損保大会へメッセージ
- 24日 東京地評大会へメッセージ